

京都市京北パラグライダー施設条例（平成17年3月25日京都市条例第76号）

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京北町の区域の編入に伴い、同町において設置されている京北町パラグライダー施設「ウイングヒル京北」を引き継ぎ、市民の心身の健全な発達及び市民相互の間の交流の促進による地域の振興に資するため、スポーツその他の活動の用に供するための施設として、京都市京北パラグライダー施設（以下「施設」といいます。）を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 施設の位置は、次のとおりです。

京都市右京区京北比賀江町東谷11番地の1

2 施設においては、次の事業を行います。

(1) パラグライダーその他これに類するスポーツのための施設の提供

(2) 市民相互の間の交流を促進する活動のための施設の提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

3 施設の供用時間は、午前9時から午後6時までです。

4 施設の利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、施設の管理の委託を受けた

団体が市長の承認を得て定めます。

区 分	単 位	利 用 料 金
パラグライダーその他これに類するスポーツのための利用	1人1回	4時間以内につき2,000円。ただし、4時間を超えるときは、超える時間1時間につき300円を加えた額
その他の活動のための利用	個人	2,000 ^円
	団体	10,000

5 利用の許可その他施設を管理するために必要な事項を定めています。

- 6 施設は、地方自治法に規定する重要な公の施設として位置付けています。
- 7 京北町の区域の編入に伴う必要な経過措置を定めます。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京都市京北パラグライダー施設条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 樹本頼兼

京都市条例第76号

京都市京北パラグライダー施設条例

(設置)

第1条 市民の心身の健全な発達及び市民相互の間の交流の促進による地域の振興に資するため、スポーツその他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市京北パラグライダー施設

位置 京都市右京区京北比賀江町東谷11番地の1

(事業)

第2条 京都市京北パラグライダー施設（以下「施設」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) パラグライダーその他これに類するスポーツのための施設の提供
- (2) 市民相互の間の交流を促進する活動のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(供用時間)

第3条 施設の供用時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第4条 施設を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第6条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、第12条の規定に基づき施設の管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、管理受託者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の還付)

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第8条 管理受託者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第9条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第11条 利用者は、施設の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(管理委託)

第12条 施設の管理は、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第375号）による改正前の地方自治法施行令第173条の3に規定する法人で、市長が適当と認めるものに委託するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に旧京北町パラグライダー施設「ウイングヒル京北」の設置及び管理に関する条例（以下「旧町条例」という。）第3条の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、第4条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に旧町条例第3条の規定による許可を受けたものは、第4条の規定による許可を受けたものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(関係条例の一部改正)

5 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1文化・スポーツ関連施設の項中「文化財建造物保存技術研修センター」の右に「京北パラグライダー施設」を加える。

別表（第6条関係）

区 分	単 位	利 用 料 金
-----	-----	---------

パラグライダーその他これに類するスポーツのための利用		1人1回	4時間以内につき2,000円。ただし、4時間を超えるときは、超える時間1時間につき300円を加えた額
その他の活動のための利用	個人	1日	2,000 ^円
	団体		10,000

備考1 超える時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、

30分以上を1時間とし、30分未満は、これを切り捨てる。

2 「団体」とは、20人以上のものをいう。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)